

報告タイトル

中華人民共和国婚姻法と革命軍人の婚姻問題  
“Marriage Law of the People’s Republic of China and Marriage Issues of Revolutionary  
Soldiers”

氏名(所属)

丸田 孝志(広島大学)  
MARUTA Takashi(University of Hiroshima)

要旨(800字程度)

本報告は、1950年代の現役軍人の婚姻を巡るトラブルと政権の対応について検討する。中華人民共和国の成立以降、国内の対抗勢力鎮圧の継続と朝鮮戦争の勃発によって、戦時動員体制が継続、強化されていく中、1950年5月に施行された「中華人民共和国婚姻法」は、根拠地の婚姻法規の流れを受けて、「封建主義的」婚姻の撤廃を謳いながら、現役革命軍人(中国人民解放軍・中国人民志願軍・公安部隊の将校・兵士)の配偶者の離婚の条件を軍人の同意と通信の期間によって設定し、その婚姻を保障するものであった。

16年ほどに渉る総力戦の継続により、入隊した夫や婚約者が長期不在となる中、一部の女性は生活の必要や将来の見通しの不透明さから、事実婚、婚外婚を選択し、婚姻法の施行に前後して大量の離婚訴訟が起こされた。基層幹部などに占有されたり、性被害を受ける者も多く、これを原因とする離婚も頻発した。訴訟での不正な手段や違法な判決に対して、最高人民法院、司法部、総政治部などは、調査や手続きの厳密化、任務遂行上やむを得ない場合の音信不通の容認などの指示を繰り返し行い、また婚約を保障する指示も発した。ただし、婚姻法公布の2年後には、同法公布以前の新たな婚姻について、説得を前提としながらも事実上容認する方針が採用された。志願軍軍人については和平実現まで離婚を認めない方針であったが、停戦協定締結直前の1953年6月から「失踪軍人」という区分によって離婚を可能とした。

一方で政権は、自由恋愛に基づき、戦場と生産現場で共に活躍する新民主主義社会の理想の夫婦・婚約者像を模範を通じて宣伝するとともに、家族への生活支援と教育、農業集団化への組織化と模範としての奨励などを通じて、軍人の婚姻・婚約を安定させようとしていた。

婚姻を巡るトラブルや訴訟とそれに対する権力の対応は、軍事動員を契機に社会が把握されていく状況を示しており、権力は戦争と戦時動員により混乱した社会と農村独自の婚姻文化に規律を与え、家族の結合の中に近代的な恋愛観とともにナショナリズムと階級意識を浸透させようとしていた。